

# 令和元年度人権啓発ビデオ制作 仕様書

## 1 制作意図

兵庫県では、人権文化が定着した社会を目指して「人権文化をすすめる県民運動」を推進している。人権文化の定着した社会とは、だれもが日常生活の中で、お互いの人権を尊重するということを、自然に感じたり考えたり、行動したりすることが定着している社会のことである。

このような社会を実現するためには、県民一人ひとりが、改めて自らの在り方や生活習慣、社会的慣習などについて点検するとともに、人と人とのつながりづくりや支え合いを積極的に進めていくことが大切である。

このため、映像を用いた研修会等で人々の感性に訴えかけることにより、鋭い人権感覚や豊かな人権意識を身につけるとともに、日常生活の中でだれもが人権を尊重することを当然のこととして行動に結びつけられるようになることを目的として人権啓発ビデオを制作する。

## 2 制作内容

### (1) テーマ

「SNS時代における外国人の人権」

### (2) テーマ選定理由

- ・ 近年、訪日外国人は急増し平成30年には3100万人を超え、過去最高を記録している。またオリンピック・パラリンピックなど世界規模のイベントを控え、さらに訪日客が増えることが予想される。  
また外国人材の受け入れを拡大するための「改正出入国管理法」が今年度4月より施行され、国は5年間で最大34万人の労働者の受け入れを想定しており、地域で共に暮らす外国人が数年のうちに増加することが予想される。しかし、地域における外国人の受け入れには課題も多い。
- ・ SNSの急速な広まりや依存により、ネットいじめなど新たな問題も発生している。
- ・ 本県作成の人権啓発ビデオにおいて「外国人」を主なテーマとして取り上げている作品は過去にない。「外国人の人権」に触れた作品には、平成24年度「ほんとの空」（添付資料A）があるが、当該作品は「意識と人権」をテーマにしており、「東日本大震災における風評被害」「いじめ」「同和問題」「外国人」の4つの具体例の1つとして取り上げたものである。
- ・ 昨年度及び一昨年度の第3回市町人権啓発担当職員等研修参加者のアンケートの結果では、希望の多いテーマでは両年とも「インターネット」が1位、「外国人」が3位であった。人権担当者にとって近年、関心の高いテーマとなっている。

### (3) テーマの展開

テーマを「SNS時代における外国人の人権」としているが、具体的な設定としては、「地域の人々が外国人を受け入れる過程において、相互理解を深め、互いを尊重し、共に歩んでいくようになる姿を描く」とする。

日本に住み、懸命に働いている外国人がいる。そんな外国人や地域の人々が経験する言葉や文化の違いによって起っている問題などがある。また、スマートフォンの急速な普及により、誰もが気軽にSNSを利用する時代になり、SNS内でのいじめなどの社会問題も年々深刻化している。このような課題を示した上で、日本人と外国人が相互に理解、尊重しながら、地域への参画と協働を目指して多文化共生社会を実現していくストーリーとする。

#### 【ビデオで描きたい場面とポイント】

- ① 職場や地域に新たに迎えた外国人とのかかわりを通して、国籍、人種、言語、習慣、宗教などの異文化に対する理解を進め、人々が共生へと歩みだしていく場面。

例)

- ・外国人を受け入れることに抵抗感を感じている社会。
- ・職場や地域が外国人を受け入れ、共生していくためにはどうすればいいかを考え行動していく様子。

- ② 日本で働く外国人が、職場や地域の対立や交流の中で様々な問題を解決していく場面。

例)

- ・日本人とうまくコミュニケーションが取れずに悩んでいる姿。
- ・文化の違いゆえに、相手を傷つけたり、地域に迷惑をかけたりにしている様子。
- ・寄り添ってくれる職場の仲間や地域の人々の支えを受けて、ともに生きていくことを学んでいく外国人の姿。

- ③ SNS が、日本人や外国人の誰にでも起こりうるトラブルや誤解を招く場面。また、スマートフォンアプリやSNS が相互理解を促すような場面。

例)

- ・SNS で起こるトラブル  
「文章の意味の取り間違いによる誤解や衝突」  
「自分は軽い冗談のつもりで書き込んだが、相手を傷つけてしまった」  
「グループから、除け者にしようとするいじめ」など
- ・「翻訳アプリ」「異文化理解・交流を目的とした SNS 投稿」などによる異文化理解。

- ④ 【できれば】外国人が相談し適切な助言等が受けられるよう、専門の相談窓口・相談機関を紹介する場面。また、そのことにより多文化理解が進んでいる場面。  
⇒ 外国語人権相談ダイヤル（法務省）

- ⑤ 全体を通して視聴後に希望が持てる結末とし、オープンエンド的な手法を取り入れるなど表現方法を工夫する。
- ⑥ 各種研修会等で活用される観点から、限られた人だけでなく、できるだけ多くの県民が関心を持って見ることができる内容とする。

(注)①②③であげた例)はあくまでも参考であり、シノプシス作成に反映すべきものではない。

### 【参考資料】

#### 1. 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律 (H31. 4)

(添付資料 5・6・7・8・9・10)

##### 「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

14の業種(建設業、自動車整備業、宿泊業、介護、農業など)で、1号での受け入れ人数は5年間で最大34万5150人を想定する。資格取得の要件として技能試験、日本語試験がある。特定技能2号が認められると5年ごとに更新すれば長期に日本滞在が認められるうえ、家族の帯同も許可される。そのため、これまで以上に日本で就労する外国人やその家族が増加することが考えられる。

#### 2. 多文化共生事例集2017 ～共に拓く地域の未来～ (平成29年) (添付資料11)

「地域における多文化共生推進プラン」の策定・通知から10年を迎えることから、地域における多文化共生施策の更なる推進に資するため、平成28年より「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」を組織し、全国から多文化共生に資する取組を、幅広く募集し、優良な取組をまとめた「多文化共生事例集」を作成した。外国人住民にとってコミュニケーション支援や生活支援等が不可欠である。

今後の多文化共生の取組においては

- ①外国人住民を「支援される側」と捉えた従来の見方を超えて、外国人住民の持つ多様性を資源として地域の活性化やグローバル化に活かしていく視点が重要である。
- ②従来の集住都市間の連携のみならず、より広い範囲の自治体が連携を図る。
- ③一方で、外国人住民を取り巻く課題の多様化等の進展により、他の自治体の取組をそのままモデルとして自らの自治体に適用することは容易ではなく、地域の特性や実情に合わせた創意工夫を凝らした独自の取組を行っていくことも求められる。

#### 3. 【ひょうご多文化共生社会推進指針(兵庫県)】平成28年(添付資料12)

- (1) 多文化共生の意識づくり
- (2) 多文化共生の人づくり
  - ① 外国人児童生徒等への教育支援
  - ・地域における日本語教育、母語教育等の推進

・学校での受入体制整備、学習機会の確保

② 多文化共生に取り組むリーダーの育成

③ 日本人県民のグローバル人材の育成

(3) 暮らしやすい生活基盤づくり

① 多言語による情報提供

② 日本語及び日本の文化・習慣に関する学習支援

③ 住居の確保と暮らしの情報提供

④ 保健・医療・福祉の情報提供と支援

⑤ 就業支援と就労環境の充実

⑥ 防災への意識啓発と災害時の支援体制の整備

⑦ 外国人県民に対する相談体制の整備

(4) 誰もが参加できる活力ある地域づくり

① 外国人県民の地域づくりへの参画 ② ビジネス人材、留学生等の受入れ

指針にて指摘されている主な課題

○外国人県民の日本語及び文化・習慣に関する学習機会を充実させる必要がある。

○日本語教室の安定した運営を支援するとともに、全県域での展開を図る必要がある。

○外国語対応可能な医療機関に関する情報提供を一層推進する必要がある。

○外国人県民の雇用や法令遵守・適正雇用に関する企業の意識や取組を一層促進する必要がある。

○地域の行事に、日本人県民と外国人県民の双方が積極的に参加し、交流を広めていく必要がある。

○外国人ビジネス人材の受入れを拡大していく必要がある。

○高校・大学への留学生の受入れを拡大していく必要がある。また、留学生の県内企業への就職を促進する必要がある。

○外国人旅行者等の一層の受入拡大を図る必要がある。等

4. 平成30年における「人権侵犯事件」の状況について～法務省の人権擁護機関の取組  
インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は1,910件（対前年比13.8%減少）で、過去2番目の件数を記録した。

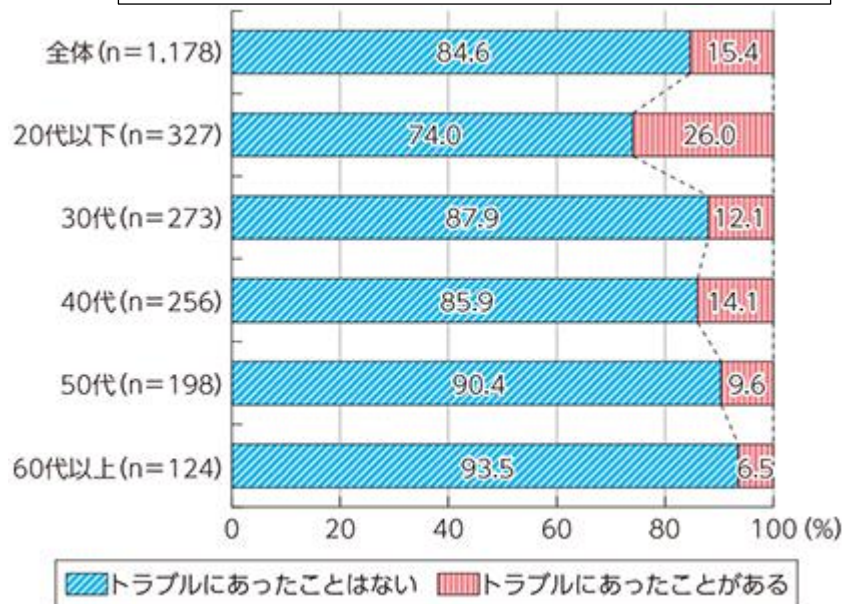
なお、このうち、プライバシー侵害事案が849件（対前年比25.6%減少）、名誉毀損事案が667件（対前年比10.6%減少）となっており、この両事案で全体の79.4%を占めている。

## 5. 情報通信白書（平成 27 年度）総務省

### (1) SNS 上でのトラブル経験

SNS を利用して何らかのトラブルにあったことがあるかどうかを尋ねたところ、SNS 利用者全体の 8 割以上が「トラブルにあったことはない」と回答している。年代別にみると、おおむね年代が下がるほどトラブルにあった人が増える傾向にあり、20 代以下では SNS 利用者の中の 26.0%が何らかのトラブルにあった経験をもっている。（図表 1）。

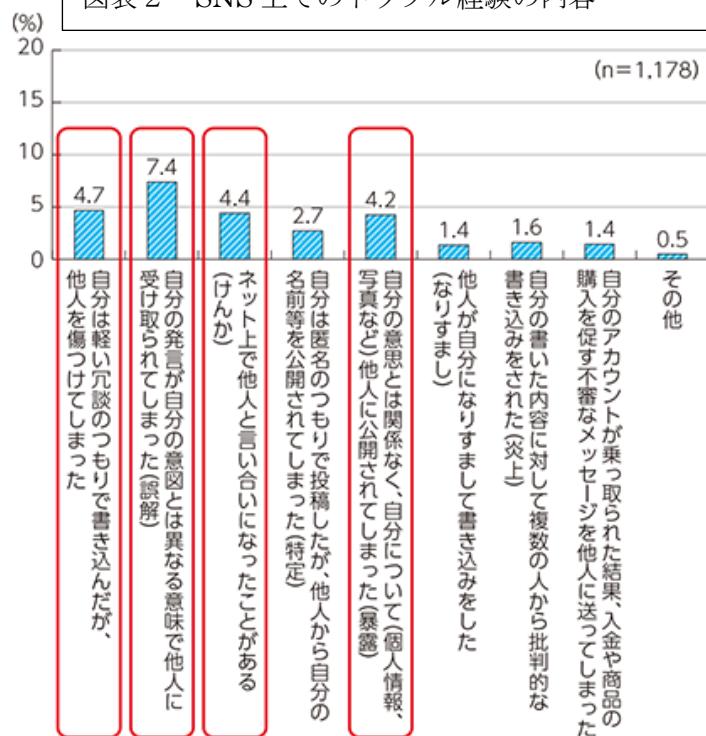
図表 1 SNS 上でのトラブル経験の有無（年代別）



### (2) 経験したトラブルの内容

「自分は軽い冗談のつもりで書き込んだが、他人を傷つけてしまった」、「自分の発言が自分の意図とは異なる意味で他人に受け取られてしまった（誤解）」、「ネット上で他人と言ひ合いになったことがある（けんか）」、「自分の意思とは関係なく、自分について（個人情報、写真など）他人に公開されてしまった（暴露）」が比較的高くなった（図表 2）。

図表 2 SNS 上でのトラブル経験の内容



## 6. これまでのビデオ制作状況

昭和 55 年度～平成 8 年度	同和問題
平成 9 年度「ふれあい家族」	地域社会（震災に学ぶ助け合い・支え合い）
平成 10 年度「こころの架け橋」	親子問題
平成 11 年度「今光っていたい」	家族・地域社会
平成 12 年度「街かどから」	地域社会（世代・国籍を超えた豊かな人間関係）
平成 13 年度「ま・さ・か わたしが」	情報社会における人権（個人情報、情報機器等）
平成 14 年度「新しい風」	女性・子どもの人権（DV、児童虐待）
平成 15 年度「もう一度あの浜辺へ」	高齢者の人権（高齢者虐待）
平成 16 年度「壁のないまち」	障害のある人の人権（ユニバーサル社会の実現）
平成 17 年度「私の好きなまち」	同和問題（差別のない共生社会づくり）
平成 18 年度「夕映えのみち」	インターネット社会における人権
平成 19 年度「こころに咲く花」	いじめと人権（パワーハラスメント、子どものいじめ）
平成 20 年度「親愛なる、あなたへ」	地域と人権（高齢者、子ども、まちづくり）
平成 21 年度「あの空の向こうに」	ケータイ・ネット社会と人権（コミュニケーション、家族）
平成 22 年度「クリームパン」	いのちと人権（児童虐待、自殺、震災）
平成 23 年度「桃香の自由帳」	共生社会と人権（子育て、高齢者、いじめ）
平成 24 年度「ほんとの空」	意識と人権（風評被害、いじめ、同和問題、外国人）
平成 25 年度「ヒーロー」	無縁社会と家族（家庭や地域でのつながり）
平成 26 年度「あなたに伝えたいこと」	インターネット時代における同和問題
平成 27 年度「ここから歩き始める」	高齢者の人権（認知症をともに生きる）
平成 28 年度「風の匂い」	障害のある人の人権（知的障害者）
平成 29 年度「あした 咲く」	女性の人権
平成 30 年度「君が、いるから」	子ども・若者の人権

## 添付資料

「外国人の人権」「インターネットにおける人権侵害」について

- ・資料1「平成30年度版 人権の擁護」(法務省)
- ・資料2「県民の人権意識ー平成30年度 人権に関する県民意識調査結果の概要ー」  
(兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会)
- ・資料3「人権擁護に関する世論調査」(内閣府)
- ・資料4「人権文化をすすめるために」(兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会)

入管法及び法務省設置法改正について

- ・資料5「出入国管理及び難民認定法 及び 法務省設置法 の一部を改正する法律の概要  
について(概要)」(法務省)
- ・資料6「在留資格「特定技能」について」(法務省による都道府県別説明会資料)
- ・資料7「在留資格「特定技能」に係るリーフレット(①外国人向け②受け入れ機関向け  
③登録支援機関向け)」(法務省)
- ・資料8「出入国在留管理基本計画の(概要)」(法務省)
- ・資料9「出入国在留管理基本計画における基本方針及び対応策今後の方針」(法務省)
- ・資料10「外国人技能実習制度の現状、課題等について(H30)」(厚生労働省)

多文化共生について

- ・資料11「多文化共生事例集 2017 ～共に拓く地域の未来～(概要)」(総務省)
- ・資料12「ひょうご多文化共生社会推進指針(概要)」(兵庫県)
- ・資料13「外国人の活用好事例集～外国人と上手く協働していくために」(厚生労働省)

SNS について

- ・資料14「インターネットトラブル事例集(2018年度版)」(総務省)

その他

- ・資料15「ひょうご人権ジャーナルきずな7月号及び11月号」(平成26～30年)  
(兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会)
- ・資料16「外国語による人権相談のご案内リーフレット6言語」(法務省)
- ・資料17「兵庫県に住む外国人のための相談」(兵庫県)

### 3 企画・制作

兵庫県  
公益財団法人兵庫県人権啓発協会

### 4 企画協力

兵庫県教育委員会

## 5 活用方法

地域・職場・学校・PTA等、県民に広く利用されるよう、人権にかかわる学習会や研修会等での学習教材として活用する。

## 6 規格・制作本数等

- (1) 規格 DVD 概ね30～40分（字幕、副音声の選択ができるようにする）
- (2) 制作本数 DVD 70本  
※ ただし、別途販売用としてDVDを製作する。  
テレビ放映用テープ1本（HDCAM形式）
- (3) 制作期限 令和元年11月末日

## 7 製作費

10,000千円（税抜き）

## 8 提出書類

- (1) 映像企画書（A4用紙横書き）
  - ア 企画提案書（ねらい、構成、演出方法等）2枚以内
  - イ シナリオ概要（シノプシス）20字×20行で10枚以内  
シノプシスにおける重点 400字以内
  - ウ 次の事項を記載し、代表者印を押印した表紙を添える。
    - ・表題「人権啓発ビデオ企画書」
    - ・作成年月日
    - ・事業者名
    - ・代表者名
    - ・住所、電話番号、ファックス番号、メールアドレス
    - ・担当部署名及び担当者名
- (2) 経費見積書（代表者印を押印のこと）
- (3) 参考資料
  - ア 当該ビデオ制作に関わる人員体制資料
  - イ 過去5年間のビデオ制作実績（啓発・教育に関するビデオ）
  - ウ 人権啓発に関する最新の制作ビデオ1本（後に返却する）
  - エ 販売促進体制、販売先等販売計画についての資料
  - オ キャスティング（主役・準主役）

## 9 提出部数

- (1) 映像企画書 [8の(1)] 2部（押印あり）+10部（押印なし）
- (2) 経費見積書 [8の(2)] 2部（押印あり）
- (3) 参考資料 [8の(3)] 12部

## 10 提出期限

令和元年6月28日（金）17:00必着



## 11 提出先及び提出方法

- (1) 提出先 (公財) 兵庫県人権啓発協会 研修部  
〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15 県立のじぎく会館内  
TEL 078-242-5355 FAX 078-242-5360
- (2) 提出方法 持参もしくは郵送

## 12 審査

- (1) 審査については、審査委員会を設置して行う。
- (2) 審査方法については、別途要領で定める。
- (3) 事業者からの提出書類をもとに、企画案の提示・説明（プレゼンテーション）を実施し審査を行うものとする。

## 13 審査日時（プレゼンテーションを含む）

令和元年7月中旬～下旬（予定）

## 14 審査会場

県立のじぎく会館

## 15 その他

- (1) 受託業者は、ビデオ（DVD）を制作し、兵庫県内及び県外において販売を行うものとする。また、ビデオ（DVD）には、（公財）兵庫県人権啓発協会（以下協会）が作成する人啓発活用ガイドのデジタルデータ（PDF）を納める。
- (2) 販売にあたっては、チラシ（カラー版）を制作し、2,000枚を協会へ納めることとする。また、作品予告編（30秒程度）を制作し、自社のWeb上で公開する。
- (3) 委託契約後、受託業者は、委託契約により生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により協会の承諾を得たときは、この限りではない。
- (4) 説明会后に生じた質疑については、協会研修部宛文書またはFAXにより問い合わせること。電話による質疑は受け付けない。ただし、問い合わせは6月12日（水）17:00までとする。
- (5) 提出書類については返却しない。
- (6) コンペにかかる費用については提案者の負担とする。
- (7) 提出された他社のシナリオ概要から、制作するビデオに引用しない。
- (8) 委託業者の提案した企画書に基づきビデオを制作するものとするが、必ずしも提案どおり実施されるとは限らず、必要に応じて協会が変更できるものとする。
- (9) 完成作品の著作権は、協会に属するものとする。
- (10) 主演者等に「ひょうご人権ジャーナル きずな」での取材や、人権に関するラジオ番組等への出演を依頼することがある。